給食費(副食費)に係る補助制度についてのご案内

古賀市在住園児(満3歳以上)の保護者の方へ

幼稚園における給食費は、主食(ごはん、パンなど)に係る費用と副食(おかず)に係る 費用に区分されています。このうち、副食費部分については、一定の要件を満たす方に対し、 古賀市から補助金が交付されます。

1 補助対象となる要件

次の①、②のいずれかに該当する場合に補助対象となります。

① 幼稚園を利用しているお子さんと同一世帯の世帯員の**市民税所得割合算額**が**77,101 円未満**である場合。

※ただし、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除等により控除された税額は、所得割額に加算された上で判定されます。

※4月から8月の申請分は、前年の確定申告の所得割額が適用されます。

② 同一世帯内に小学校3年生以下のお子さんが3人以上いる場合で、幼稚園利用中のお子さんが第3子(3番目)以降になる場合。

2 補助金額

月額4,500円を上限として、月ごとに上限額と実際に支払った副食費相当額を比較して、少ないほうが補助額となります。

3 申請に必要となる書類

次の書類を準備し、在籍幼稚園へ提出してください。

- ア 古賀市補足給付に係る副食費補助金交付申請書兼実績報告書(兼請求書)(別添) ※対象となるお子さんが複数いる場合は、それぞれ1枚ずつ作成してください。
- イ 幼稚園から後日発行される補助対象月分の「古賀市副食費の施設による徴収に係る補足給付のための領収書」の写し(園から市へ直接提出される場合は添付不要です。)

4 申請時期

申請は年2回です。受付期間経過後の提出は、受付けできない場合があります。

対象月	受付	審査結果通知と補助金の交付
4月~8月分	9/1~9/10	10月下旬
9月~3月分	4/1~4/7	5月下旬

- 5 提出先 在籍幼稚園 または サンコスモ古賀 子育て支援課
- 6 問い合わせ先 〒811-3116 古賀市庄 205 サンコスモ古賀 子育て支援課保育・手当係 №092-942-1157